

水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考え

**【結果（意見）：千葉水道事務所】**

請負工事設計変更施工伺においては、後関となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

## 10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事

### (1) 概要

#### ① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成28年3月策定、令和3年3月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

「県営水道の管路施設については、総延長9,179km（令和元年度末）のうち、法定耐用年数の40年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。このことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。」

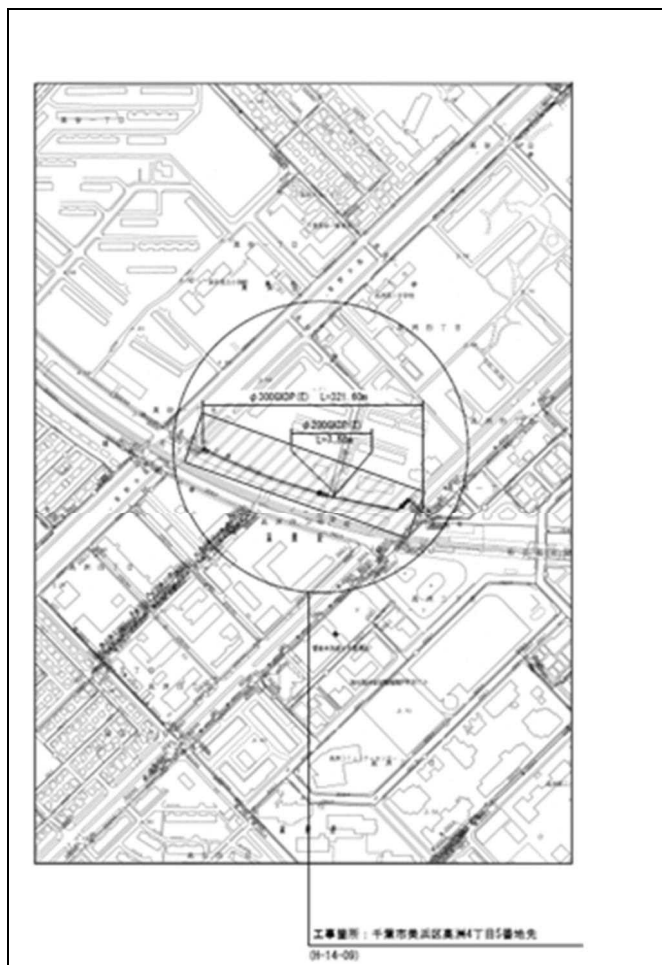
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

#### ② 事業内容

上記の計画に基づき、千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

令和5年度供用開始のため、令和4年度末時点で固定資産台帳には登録されていない

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（特別簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 114 百万円、請負金額 106 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：42 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：106 百千円
- ⑦ 着工日：令和4年8月31日
- ⑧ 完了日：令和5年5月31日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし

- ⑬ 前払いの有無：あり 42 百万円  
⑭ 債務負担行為か：債務負担行為でない。

## (2) 手続

当初年度(令和4年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書)、工事完成報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替調書兼振替伝票、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

## (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 未完成工事報告書の後関処理について(意見)

#### 【現状・問題点】

千葉県企業局財務規程120条では、年度末において未完成となった建設工事の事務手続を次のとおり規定している。

(未完成工事報告)

第一百二十条 課長及び所長は、年度末において未完成となった建設工事については、未完成工事報告書(別記第八十七号様式)を作成し、局長の決裁を受けなければならない。この場合において、所長が作成する未完成工事報告書は、当該建設工事を所管する課長を経由しなければならない。

2 課長及び所長は、未完成工事報告書に基づき振替調書兼振替伝票を発行し、建設仮勘定に振り替えるものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

当規程に則り、千葉水道事務所においては、未完成工事報告書を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事(以下、本項目において、「本工事」という。)においては、千葉水道事務所内において所長まで回付をした後、給水課長、財務課長、経理課長、水道部次長、水道部長、管理部長まで回付が行われ、未完成工事報告書の承認がなされる。その際、給水課長、財務課長、経理課長に回付される際には、担当班の班長及び副課長においても回付がなされ、未完成工事報告書は、関係各所が確認する書類となっている。

本工事における未完成工事報告書を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している報告書があった。

具体的には、経理課の副課長及び資産班長の欄に後閲の文言があり、後閲の文言が記載されている状態で保管している未完成工事報告書があった。

### 【実際の未完成工事報告書】

出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所においては、資産班の班長や副課長が後閲としているものの、経理課長が押印している点で、内容が確認できているため、押印が無いまま保管している意見もあった。

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便

宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があるとする。

**【結果（意見）：千葉水道事務所】**

未完成工事報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であったとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするるとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、書類を保管することを要望する。

**② 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）**

**【現状・問題点】**

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができる旨を定めている。

契約書における規定は次のとおりである。

（発注者の催告によらない解除権）  
第 47 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。  
（中略）  
(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。  
イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。  
ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。  
ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

出典：建設工事請負契約書

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手していないことが分かった。

#### 【下請業者一覧】

下請けに附した工事種別 又は範囲	当初/追加	下請業者	下請等の区分
配管・土木・付帯工事	当初	BI社	1次
舗装切断工事	当初	DK社	1次
舗装・視覚障害者誘導用ブロック設置工事	当初	YD社	1次
交通誘導	当初	AK社	1次
不断水穿孔工事	当初	TK社	1次
不断水穿孔工事	追加	CC社	1次

出典：下請業者選定通知書

千葉水道事務所では、契約書において、受注者に対して、発注者の催告によらない解除権として上記のとおり規定しているため、誓約書等の入手は不要だという判断であった。

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点におい

て千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対し、直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうかの確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考ええる。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考ええる。

**【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】**

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

**③ 工事完成報告書における押印漏れについて（意見）**

**【現状・問題点】**

千葉県企業局財務規程 116 条では、完成となった建設工事の事務手続を次のとおり規定している。

**（建設工事の検査）**

第一百六条 課長及び所長は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、工事完成報告書（別記第八十四号様式）を作成し、局長があらかじめ指定した検収検査員の検査を受けなければならない。

2 前項の検収検査員は、検査終了後直ちに工事完成・出来形検査調書を作成しなければならない。

出典：千葉県企業局財務規程

当規程に則り、千葉水道事務所においては、令和 5 年 5 月 31 日に工事完成報告書を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

千葉市美浜区高洲 4 丁目 5 番地先配水管整備工事（以下、本項目において、「本工事」という。）においては、千葉水道事務所内において所長まで回付した上で、工事完成報告書の承認がなされる。

本工事における工事完成報告書を閲覧した際、回付先の 1 つである総務課長が確認したことを証する押印がない報告書があった。

【実際の完成報告書】

The image shows a 'Construction Completion Report' (工事完成報告書) form. The title is centered at the top. Below the title, there are several sections: '工事名称' (Project Name), '工事場所' (Project Location), and a table of financial data. The financial table includes columns for '金額' (Amount), '内容' (Content), and '備考' (Remarks). The amounts listed are 137,943,000, 128,779,200, 0, 128,779,200, 0, 42,680,000, and 86,099,200. The form also includes a section for '関係工事契約' (Related Contract) and '関係会社' (Related Company).

出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所に質問したところ、総務課長が不在のため、後閲としたとのことであったが、後閲の文言もなく、空欄の状態であった。

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務



規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考えます。

**【結果（意見）：千葉水道事務所】**

工事完成報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

**④ 契約書に添付する設計書の日付について（意見）**

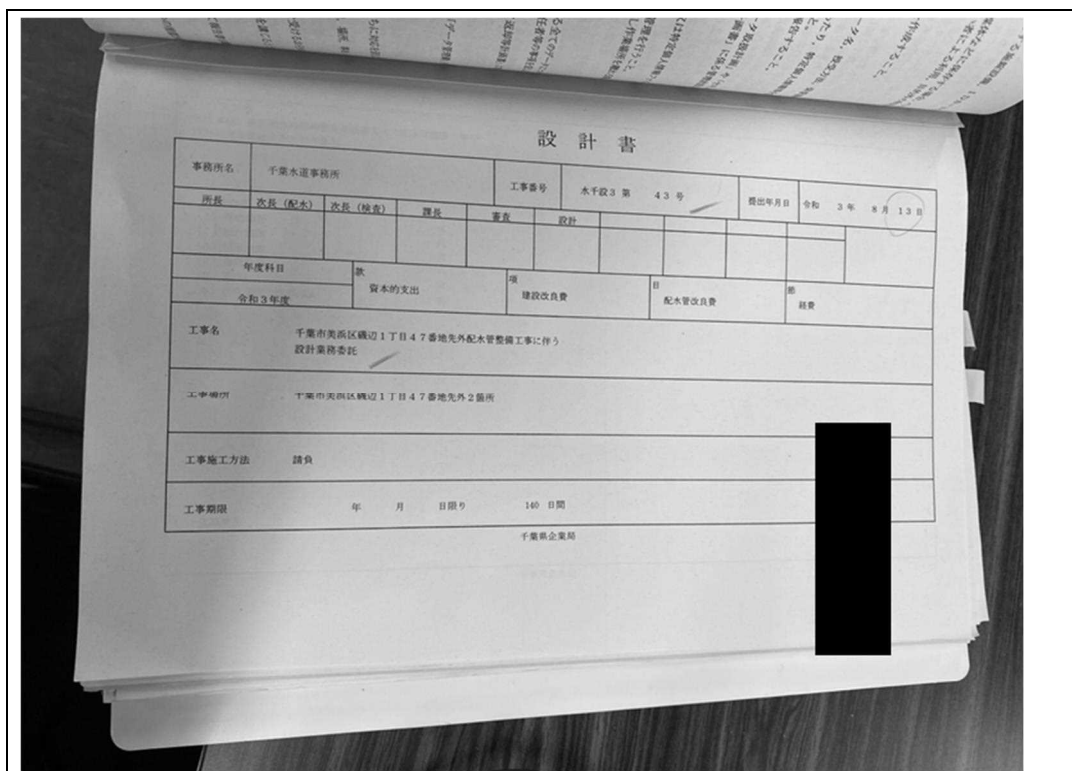
**【現状・問題点】**

千葉水道事務所は、設計業務委託先と契約するに当たり土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「契約書」という。）を締結する。

契約書には、契約書本体のほか、データ保護及び管理に関する特記仕様書、千葉水道事務所が鋳鉄管を布設替えする配水管整備工事の設計業務を委託する際に作成した設計書（押印のないもの）、小口径配水管布設工事設計業務委託特記仕様書、小口径配水管布設工事設計業務委託仕様書を添付している。

千葉水道事務所が鋳鉄管を布設替えする配水管整備工事の設計業務を委託する際に作成した設計書（押印のないもの）においては、千葉水道事務所内で回付した際の書類と、工事番号、提出年月日、工事名等を千葉水道事務所内で確認した上で、契約書に添付する。

契約書閲覧時に、決裁されていた設計書の提出年月日と契約書に添付している設計書の提出年月日が相違していることを発見した。



出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所に質問したところ、契約書を添付する際に、担当者が回付した設計書の作成時の複写を添付するところ、添付する設計書の作成時の複写が無かったため、改めて設計書を印刷した結果、設計書の提出年月日が8月11日となるどころ、8月13日となっており、日付が回付した日付と相違したと回答を得た。

回付した際の設計書及び契約書に添付している設計書が相違している場合には、千葉水道事務所内で合意された内容と誤ったもので契約書が締結される可能性がある点で問題があると考ええる。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

千葉水道事務所では、契約書に設計書を添付する際には、決裁時に回付された設計書が一致しているか千葉水道事務所内で確認することを要望する。

⑤ 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

千葉水道事務所では、本工事を実施するにあたり、本工事に係る設計業務を外注業者に委託している。設計業務に係る委託の概要は次のとおりである。